

## 市貝町事業継続応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者の事業継続を図るため、市貝町事業継続応援金（以下「応援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 応援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、国の持続化給付金の対象とならず次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に主たる事業所等を有し、引き続き3ヶ月以上現在の事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定である中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者
- (2) その他町長が認める者

(交付の要件)

第3条 交付の要件は、前条に規定する交付対象者であり、新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込み等の影響により、令和2年1月から12月のいずれかの売上高が前年同月比20%以上50%未満減少していることを要件とする。

(応援金の額等)

第4条 応援金の上限額等は次のとおりとする。

- (1) 法人にあっては最大30万円
- (2) 個人事業主にあっては最大20万円

2 応援金の算出方法は次のとおりとする。

- (1) 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比20%以上減少した月の売上×12ヶ月）
- (2) 申請月において創業1年未満の事業者については、（創業月からの平均売上×12ヶ月）－（20%以上減少した月の売上×12ヶ月）

3 応援金の交付は1事業者1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- ア 市貝町事業継続応援金交付申請書（様式第1号）
- イ 売上高計算書（様式第2号）
- ウ 同意書兼宣誓書（様式第3号）
- エ 提出書類一覧表（様式第4号）
- オ その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において速やかに応援金の交付を決定する。

2 町長は、前項の規定により、交付の決定をした場合は、市貝町事業継続応援金交付決定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

（請求）

第7条 前条の規定により応援金の交付の決定を受けた申請者は、交付決定通知書を受け取った日から起算して30日を経過した日までに、市貝町事業継続応援金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（支払）

第8条 町長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、請求書の内容を確認のうえ、適当と認めるときは、速やかに指定の口座に交付するものとする。

（応援金の返還）

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により応援金の交付を受けたものがあるときは、当該応援金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。